

会議結果報告書

令和8年4月1日

会議の名称	庁議
開催日時	令和8年4月1日（水）15時30分～15時45分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博 総合行政部長 外立健一 総務部長 川幡和広 市民生活部長 石塚匠 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 清水裕子 都市整備部長 滝田和浩 市長公室長 松井俊之 上下水道部長 佐藤英樹 会計管理者 土崎健太 議会事務局長 山崎仁 選挙管理委員会事務局長 佐々木大司 教育政策部長 青木裕一 (計15人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【報告】 1 総務部長 川幡和広 2 総務部長 川幡和広 3 子ども・健康部長 清水裕子 4 上下水道部長 佐藤英樹 5 上下水道部長 佐藤英樹
議題	【報告】 1 令和7年度志木市一般会計補正予算の専決処分について 2 志木市税条例の一部を改正する条例及び志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について 3 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について 4 「志木市上下水道事業経営戦略」の策定について 5 「志木市上下水道事業経営戦略（素案）」に係る意見公募の結果について

結 果	【報告】 1～5 了解								
事務局職員職氏名	秘書課長 小堀 健								
その他必要事項	特になし								
会議内容の記録（経過、結果等）									
<p>開会</p> <p>総合行政部長が開会を告げる。</p> <p>【報告】</p> <p>1 令和7年度志木市一般会計補正予算の専決処分について</p> <p>○概要説明：総務部長</p> <p>令和7年度志木市一般会計補正予算（第14号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月30日付けで専決処分をしたので、報告をするもの。</p> <p>なお、地方自治法第179条第3項の規定により、直近の令和8年6月定例会において承認を求める予定。</p> <p>【補正予算の内容】（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="304 1285 1310 1379"> <thead> <tr> <th>会計区分</th> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計（第14号）</td> <td>33,517,501</td> <td>55,000</td> <td>→ 33,572,501</td> </tr> </tbody> </table> <p>※生活保護扶助に要する経費について、補正するもの。</p> <p>2 志木市税条例の一部を改正する条例及び志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について</p> <p>○概要説明：総務部長</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、志木市税条例及び志木市都市計画税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じたため、専決処分をしたので、報告するもの。</p> <p>(1) 専決処分日 令和8年3月31日</p> <p>(2) 改正条例 志木市税条例（昭和30年志木市条例第11号） 志木市都市計画税条例（昭和41年志木市条例第16号）</p>		会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	一般会計（第14号）	33,517,501	55,000	→ 33,572,501
会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額						
一般会計（第14号）	33,517,501	55,000	→ 33,572,501						

(3) 改正要旨

志木市税条例

- ①軽自動車税の環境性能割の廃止について
- ②固定資産税額の特例事項の追加について

志木市都市計画税条例

- ①都市計画税額の特例事項の追加について
- ②都市計画税の課税標準の特例事項について

(4) 施行日 令和8年4月1日

3 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○概要説明：子ども・健康部長

地方税法施行令の改正に伴い、緊急に志木市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、令和8年3月31日に志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものである。

<内容>

①課税限度額の引上げ等

医療分：66万円→67万円

子ども・子育て支援納付金分：3万円（追加）

②均等割軽減判定所得の引上げ

【5割軽減の場合】

43万円＋（被保険者等数）×30.5万円以下

↓

43万円＋（被保険者等数）×31万円以下

【2割軽減の場合】

43万円＋（被保険者等数）×56万円以下

↓

43万円＋（被保険者等数）×57万円以下

<施行日等>

令和8年4月1日（令和8年度課税分から適用）

4 「志木市上下水道事業経営戦略」の策定について

○概要説明：上下水道部長

水道事業及び下水道事業について、令和8年度以降、10年間の経営に係る将

来予測、取り組み等についてまとめた「志木市上下水道事業経営戦略」を策定したので、報告するもの。

- (1) 計画名 志木市上下水道事業経営戦略
- (2) 策定 令和8年3月31日
- (3) 計画期間 令和8年度から令和17年度まで
- (4) 計画の位置づけ

「志木市水道事業経営戦略（H29）」及び「志木市下水道事業経営戦略（H30）」を統合し、それぞれの改定版とする。

5 「志木市上下水道事業経営戦略（素案）」に係る意見公募の結果について

○概要説明：上下水道部長

「志木市水道事業経営戦略」及び「志木市下水道事業経営戦略」の改定版の位置づけである本計画の策定に向け、意見公募を実施したので、結果を報告するもの。

- (1) 意見募集の内容

「志木市上下水道事業経営戦略（素案）」に対する意見

- (2) 意見の提出期間

令和8年2月20日（金）から

令和8年3月22日（日）まで

- (3) 意見の提出方法

水道庁舎へ提出、郵便、FAX、メール、専用フォーム（ロゴフォーム）

- (4) 意見件数

ロゴフォーム 2件（2人）

FAX 4件（1人）

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。